

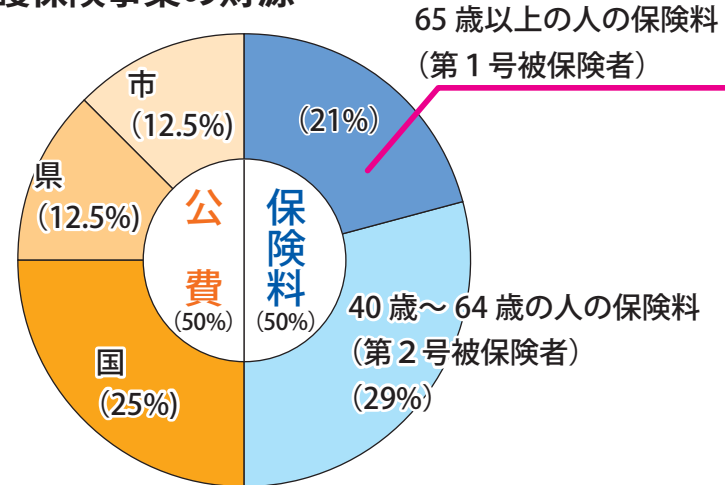
第5期介護保険事業計画を策定しました

介護保険料 (月額基準額)

(課税世帯で本人が市民税非課税の人の場合)

4,600 円
↓
5,990 円

介護保険事業の財源



市では、「地域で支えあう 健やかで心のかようまちづくり」を基本理念に、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第5期介護保険事業計画を策定しました。

この計画は、介護保険法に基づき、計画期間（3年間）における介護保険サービス利用見込量や65歳以上の人の保険料を定める計画で、今回の計画で見込まれた給付費をもとに、平成24年度から介護保険料が改定されます。

【問い合わせ】市高齢福祉課 ☎0994-31-1116

介護保険サービスにかかる給付費は今後も増加が見込まれ、第5期計画期間中の給付費として約294億円が見込まれることから、給付費を基に算定する介護保険料も改定することとなり、月額保険料の基準額は第4期と比べて約1.3倍の5,990円となります。ご理解とご協力をお願いします。

65歳以上の人の介護保険料は、鹿屋市が策定する介護保険事業計画において、被保険者数、認定者数、各サービスの利用率等の推計作業により3年間の介護サービスにかかる総費用を算出し、これに見合う保険料額を算定しています。

第5期(H24～26)における給付費見込みと介護保険料について

しかし、一方で、給付費が増えるのと負担も増えるしくみであることから、介護保険料を改定せざるを得ない要因のひとつとなっています。

また、市内で介護サービスを提供する事業所数は増加しており、利用者がサービスを受ける体制が充実し、サービス選択の幅が広がっていると

介護保険サービスの利用にかかる費用(給付費)と要介護認定者は、介護サービスを必要とする高齢者の増加に伴い毎年増加しており、平成23年度の給付費の見込みは約88億円で、制度が始まった平成12年度に比べて約2倍、65歳以上の一人あたりの費用も約34万円と約1.8倍となっています。

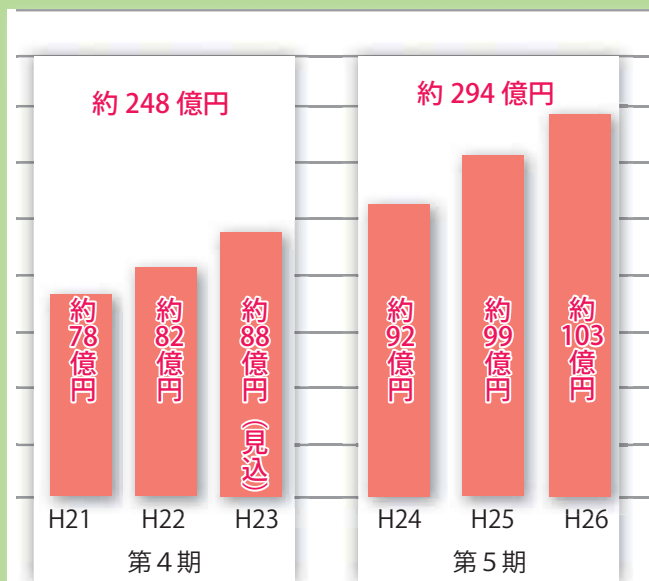
鹿屋市の介護保険事業の現状

介護保険制度がつけられた背景

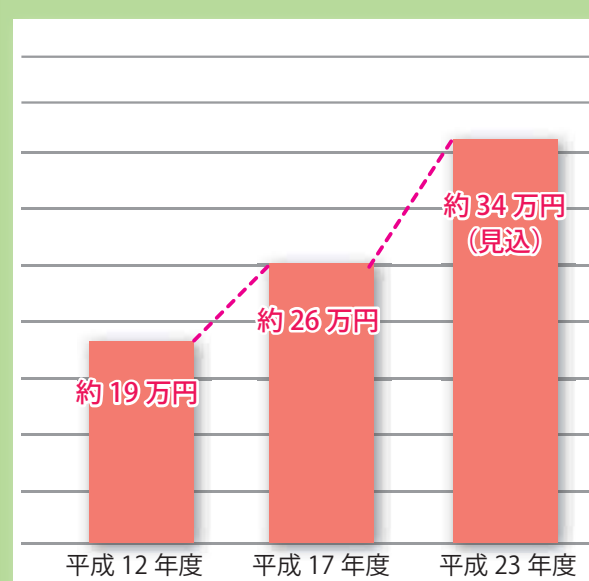
- 高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増加
- 介護期間の長期化と介護者の高齢化(老老介護)
- 少子化・核家族化による家族介護者の減少

こうした状況を踏まえ、「介護を社会全体で支えるしくみ」として平成12年度に制度は始まりました。

第4期と第5期の費用(見込)



65歳以上一人あたりの費用



介護保険にかかる費用と認定者数

